

2 相 広 発 第 3 0 号
平成 2 2 年 2 月 2 3 日

山城南医療圏における
休日急病診療所設置検討会 委員長 様

相楽郡広域事務組合
代表理事 木 村 要

山城南医療圏における休日急病診療所設置について（諮問）

下記の事項について、山城南医療圏における休日急病診療所設置検討会設置要綱第 2 条の規定により、貴検討会の意見を求めます。

記

「山城南医療圏における休日急病診療所」については、かねてより住民の皆さまより強い要望があり、その必要性も高かったところでありますが、当地区においては、実施主体や開設場所の問題及び運営経費等の課題があり、実現には至っていませんでした。

しかし、昨年夏からの新型インフルエンザの大発生の問題から、日曜日や祝祭日又年末年始における休日診療について、早急な実施が求められることとなり、先の理事会で実施の方法や場所、運営体制等について検討する必要があると判断し、今般、相楽地区の各市町村から担当職員による検討会を設置することになったところであります。

なお、検討に当たっての基本事項は次の通りです。

市町村財政が極めて厳しい中、設置場所については既存の公共施設を活用すること。また、診療所として改修する場合の費用は最小のものとすること。

開設場所の検討にあたっては、住民の皆さんの利便性や院外処方を考慮し、J R 木津駅周辺を中心とすること。

相楽医師会及び公立山城病院、精華町国民健康保険病院との連絡調整を十分に行った内容で運営計画を検討すること。

以 上